

平成 18 年度第 6 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1.日時 平成 19 年 1 月 31 日（水曜日）

午後 7 時 00 分開会 午後 8 時 56 分閉会

2.場所 田無庁舎議会棟 4 階第 3 委員会室

3.付議事案 別紙のとおり

4.出席委員

被保険者代表：葛木 秀明、平野 裕二、本橋 英次

保険医代表：玉置 肇、吉岡 重保、金城 寛

公益代表：清水 文子、松川 正秀、神山 久男、栗林 晴彦

被用者保険等保険者代表：関野 元男

5.欠席委員 佐々木 茂、安達 伸一、知念 俊昭、吉岡 政雄、月井 千枝、竹田 和
行

6.事務局 市長：坂口、市民生活部長：神作、保険年金課長：冥賀、国保給付係長：藤沢、
国保給付主査：石橋、国保加入第 1 係長：小柳

7.会議録署名委員 松川 正秀、栗林 晴彦

8.配付資料

資料 1 の 1 平成 19 年度国民健康保険料見直しに伴う影響額（一般被保険者分）

資料 1 の 2 国民健康保険料 医療分 予測 1

資料 1 の 3 国民健康保険料 医療分 予測 2

資料 2 応能・応益負担割合改定案一覧表

資料 3 の 1 モデルケース 1

資料 3 の 2 モデルケース 2

平成 18 年度第 6 回西東京市国民健康保険運営協議会

1 開会

清水会長

ただいまより、第 6 回国民健康保険運営協議会を開かせていただきます。

まず、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、佐々木委員、安達委員、知念委員、月井委員、竹田委員からは事前に御欠席の御連絡をいただいております。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

それでは、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、栗林委員と松川委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

傍聴者確認

清水会長

傍聴者の方は？

事務局

現在、いらっしゃいません。

清水会長

もし、途中でお見えになられたら入っていただくようにしたいと思いますので、御了承ください。

3 議題

(1)【諮問事項】国民健康保険料（医療給付分）の見直しについて

清水会長

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

国民健康保険料（医療給付分）の見直しについて、第 6 回目の協議会になります。

きょうは、前回に皆さんからの御意見がいろいろとありましたので、それに関する資料を出していただいております。いつものように 9 時前には終了したいと思いますので御協力よろしく願いいたします。

それでは事務局お願いいたします。

事務局

それでは、お配りいたしました資料の確認からさせていただきたいと思います。

本日お配りいたしました資料は、資料 1 の 1、平成 19 年度国民健康保険料見直しに伴う影響額（一般被保険者分）資料 1 の 2 といたしまして、平成 19 年度 国民健康保険料 医療分 予測 1、資料 1 の 3 といたしまして、同じく平成 19 年度 国民健康保険料 医療分 予測 2 でございます。続きまして資料 2 といたしまして、応能・応益負担割合改定案一覧表、こちらは A3 の用紙でございます。資料 3 の 1 といたしまして、モデルケース 1、資料 3 の 2 といたしまして、モデルケース 2、こちらにつきましても A3 版の用紙でございます。

御確認をお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料 1 の 1、平成 19 年度国民健康保険料見直しに伴う影響額（一般被保険者分）、こちらの表につきましては、前回御議論いただきました均等割につきましては、現行、改定案 1、改定案 2 という形で表にまとめたものでございます。

均等割の現行額でございます 2 万円に、19 年度一般被保険者数 7 万 3,298 人を対象といたします。収入見込額といたしましては 36 億 276 万 5,000 円となります。

その下の段でございます、改定案 1 といたしまして、均等割額を 2 万 500 円に引き上げた場合です。こちらにつきましては、収入見込額が 36 億 2,477 万 8,000 円となります。現行との差額といたしましては 2,201 万 3,000 円の増となります。

その下でございます、改定案 2 といたしまして、均等割額を 2 万 600 円とした場合でございます。こちらにつきましては、収入見込額が 36 億 2,954 万 4,000 円となりまして、現行との差額といたしましては 2,677 万 9,000 円の増となります。

前回の資料でお示しいたしました一般被保険者分といたしまして、19 年度の歳入、歳出の見込額を下に記載してございます。歳入額といたしましては、115 億 1,333 万 6,000

円を見込んでございます。歳出といたしまして、115 億 3,703 万 1,000 円を見込みました。したがって、歳入不足額といたしまして、2,369 万 5,000 円という見込みでございます。

改定案 2 の 2 万 600 円に引き上げた場合、現行との差額が 2,677 万 9,000 円となりますので、不足額 2,369 万 5,000 円を賄うことができるという表でございます。

引き続きまして、資料 1 の 2 及び資料 1 の 3 の表につきましては、収入見込額を算定いたしました資料でございます。

右下の括弧書きのところを見ていただきますと、資料 1 の 2 では、先ほど申し上げました収入見込額ということで、36 億 2,477 万 8,296 円と見込んでございます。予算額でするので、1,000 円単位に切捨てまして、先ほどの表の額と同額となります。算定資料として資料 1 の 2 をつけてございます。

資料 1 の 3 につきましては、均等割を 2 万 600 円にした場合の資料でございます。こちらにつきましても先ほどと同様に、36 億 2,954 万 4,139 円という見込みを立ててございます。1,000 円単位にしておりますので、先ほどの資料 1 の 1 の見込額と見比べていただければ、そちらの算定資料となっておりますのがおわかりいただけると思います。

引き続きまして資料 2、応能・応益負担割合改定案一覧表になります。こちらの表につきましても、改定案 2、均等割を 2 万 600 円に引き上げた場合ということで想定して作成してございます。

上段に現行の保険料率・額を記載してございます。所得割につきましては 5.2%、資産割 15.0%、均等割額が 2 万円、平等割額が 9,300 円、限度額が 53 万円でございます。

右の欄の応能割合を見ていただきますと、現行では 69.7%、応益割合が 30.3%となっております。均等割額を 2 万 600 円に引き上げた場合でございますが、応能割合が 69.2%ということで 0.5%ほど引き下げられます。応益割合が 30.8%となりまして、0.5%引き上げられまして、応能・応益割合がおのおの 69.2%、30.8%に改正されます。

引き続きまして資料 3 の 1、モデルケース 1 でございますが、現行と先ほどの均等割額 2 万 600 円にした場合の改定案として作成いたしました。

こちらにつきましては、モデルケースといたしまして、6 割軽減世帯、4 割軽減世帯、未申告世帯、給与収入 200 万円なおかつ固定資産税額 8 万円を納められている世帯、給与収入のみ 200 万円の世帯、年金収入 200 万円なおかつ固定資産税額 8 万円を納められ

ている世帯で 65 歳以上の世帯、右端が年金収入 200 万円、固定資産税 8 万円で 65 歳未満の方の世帯を想定してございます。

現行では、6 割世帯が 1 万 9,700 円、改定案では 2 万 200 円となります。したがって、6 割軽減世帯におきましては 500 円の負担増となります。各世帯とも 2 人世帯を想定してございます。4 割軽減世帯につきましては、2 万 9,500 円が 3 万 300 円となりまして、800 円の引き上げとなります。未申告世帯につきましては、4 万 9,300 円が 5 万 500 円となりますので、1,200 円の引き上げとなります。給与収入 200 万円で固定資産税額 8 万円を納められている世帯につきましては 10 万 7,500 円、改定案では 10 万 8,700 円となりまして、1,200 円の引き上げになります。以後、給与世帯 200 万円、年金収入世帯 200 万円で 65 歳以上、固定資産税を 8 万円納められているケース並びに年金収入 200 万円で固定資産税 8 万円を納められる 65 歳未満の世帯につきましても、引き上げ額といたしましては、お二人世帯ですので 600 円掛ける 2 ということで 1,200 円、おのおの引き上げがされることとなります。

引き続きまして資料 3 の 2、モデルケース 2 ですが、上段を見ていただきまして、給与収入額を 300 万円の世帯に当てはめて作成してございます。

300 万円でなおかつ固定資産税を納められている世帯、給与収入 300 万円の世帯、年金収入が 300 万円の世帯という形でおのおの算出した表でございます。

こちらの世帯につきましても、均等割額を 600 円引き上げるということでございますので、先ほどのモデルケース 1 でお示しいたしましたように、軽減世帯につきましては 500 円の引き上げ、4 割軽減世帯につきましては 800 円の引き上げ、未申告世帯、給与収入世帯、年金収入世帯につきましても 1,200 円の引き上げとなります。

資料の説明につきましては以上でございます。

清水会長

ありがとうございました。

今、きょう配られた資料の説明が終わりました。

御質問がありましたらどうぞ。

葛木委員、どうぞ。

葛木委員

申しわけないんですが、前回均等割のアップということでしたが、帰ってからいろいろ

ろと考えたんですが、18年度は現行どおりでいったらいいんじゃないかなと思ったんですが。

私の意見を述べさせていただくと、理由は前回出された資料4で、平成16年度～19年度財政状況の推移の説明が事務局からございましたが、平成19年度の見込額更正ですが、約2,300万円ほどの不足と見られているわけなんです、全体から見れば誤差の範囲内だということで、一般医療費が1%くらい伸びれば1億2,000万円の影響があるわけなんです、そんなことで一応4.8から3.8と下げているわけなんです、この間の協議会でも、医療費はそんなに伸びないんじゃないかなとお話があったと記憶しているんですが、保険料の収入でも、やはり多少変動があるということでした。そういうことで、数字の変動が増幅になるかもしれませんが、可能じゃないかなと思いました。

それと、限度額の引き上げなんです、今回は見送ったわけなんです、次の年度では当然検討しなければいけないと思うし、そのほかに均等割も検討していかないといけないんじゃないかなとなると、当然保険料の改定について討議しないといけないのではないかなというのがあります。

3番目に、平成20年度ですが、後期高齢者の医療制度が発足しますので、西東京市にも相当財政的な影響があるんじゃないかなというのがございます。

最後ですが、今新聞や何かで騒がれているように2007年度問題があって、定年退職される方が国保にどっと入ってくるわけですが、市に与える財政の収入と、健康な方がほとんどではないかなと思うので医療費は大分変動があるんじゃないかなということを思いますと、19年度については18年度と同じ割合でいった方がいいんじゃないかなと考えております。

清水会長

ありがとうございました。

前回、結論は出しませんでした、アップするんでしたら、2,369万何がしに見合うようなということで妥協して、とりあえずは500円と600円で計算してみてくださいと事務局をお願いしただけなので、御意見があれば承って、きょうはきっと結論を出さないといけないかと思しますので御忌憚のない御意見を出していただきたいと思ます。

500円だ、600円だと簡単に考えて申し上げていますが、1,200円とか800円という御負担が、やっぱり数字で見ると大きいかなという思いもしながら御説明を伺っていた

んですが。

松川委員から御意見を出していただけますか。

松川委員

確かに数値としては、600 円をプラスすることによって赤字が消えると思うんですけども、現実問題として実際に年金生活の方々の御意見を聞きますと、やはり 100 円でも値上げされては困るという方々が多いんですよ。実際に、自分の現在の生活を切り詰めていて、さらにここへきて値上げされると本当に困るという人が結構多いので、できれば値上げしない方がいいとは思いますが、この意見書として赤字のまま出せないというのであれば、最低限 600 円上げるのも仕方がないかなと。どちらとも言えないんですが、非常に悩むところです。

清水会長

栗林委員、どうぞ。

栗林委員

確かに、現行でのこの差額での 2 千何百万が、先ほど言われたように今後の収入の増減の誤差の範囲内なのかどうなのか、大したあれではないという見方もあるでしょうけれども、厳しい財政の中で、この部分はやはり何かの形できちっと補てんしていくような形にしなければいけないということが基本だと思います。

ただ、生活感覚としては、私も団塊の世代ですぐ退職するんですが、そういう中で、確かに気持ちとしては 500 円、1,000 円でもいかがかなという気持ちはあります。

基本的には、赤字補てんという意味で進めることはやぶさかでないのかなと思います。

清水会長

玉置委員、どうぞ。

玉置委員

前回述べたことと同じですが、葛木委員の御意見ですが、結局 20 年度問題をされる場合には、限度額を上げて年金生活者の人を非常に配慮すると、応能割だけがどんどん高くなってしまいう可能性がありますよね。結局、前回の答申で否定されたのは均等割で、応益割の方を減らされたということで、そういうことで言うと、どっちにしても平成 20 年度というのは、応能も応益もそれ相応にバランスをとって上げざるを得ないという事態になると思うので、それであれば今多少上げておいてもおかしくはない。

これは、前回の答申の考え方に近づけるものであって、600 円でも負担が大きくて値上げしないでいくということができればいいんですけども、できないわけですから、とりあえずは最低限の値上げということで、この協議会の基本は改定しないでいく、ただ赤字のままで出すわけにはいかないということがあって、その分だけぎりぎり上げざるを得ない。その上げた部分は、今言いましたように、前回の答申のこの協議会の筋に近づけるものであるということと、ぎりぎりにプラスになる予算額にするためであるということで 600 円という数字を出していますから非常にいいんじゃないかと。

それから、平成 20 年度についても、そういう意味では今からちょっとでも上げておいた方が、20 年度に応益を一気に上げるよりはいいんじゃないかと思います。

事務局に質問なんですが、応益と応能の割合は、約 70%と 30%という現行が、果たしてほかのところと比べてかなり際立ってバランスを崩しているんでしょうか。理想的には 50・50 で、目標としては 60・40 ぐらいかなと思うんですが、現行が他市と比較してどのくらい隔たっているんですか。

事務局

申しわけございません。手持ちの資料がありませんので事務所に戻りまして、後ほど報告をさせていただきますと思います。

玉置委員

応能割と応益割の割合を見ると、やっぱり応能割が余りにも高くなり過ぎてしまっているんで、前回の答申でやるとこれがもっと下がるはずなので、それを 0.5、600 円だけ戻したという形になっているわけですね。僕は妥当な線だと思います。

清水会長

今の玉置委員の御質問についてのお答えは、事務所まで資料を取りに行っていらっしゃるということですので、次に進ませていただきます。

吉岡（重）委員、何かありますか。

吉岡（重）委員

今の玉置委員と全く同じような気持ちは持っているんですが、ただ、こういうような保険というのは相互扶助ということが根本的なところにありますので、確かに負担する金額が低ければ低いほどどなたも歓迎される場所ですけども、そもいってられないという今のこの状況を勘案し、平成 20 年度には保険者としての立場も変わってく

るということを踏まえますと、今少なくともしておいて平成 20 年度に大幅にアップするのか、さもなければ上げることは確実ならば段階的に、例えば 2 段階にやっていった方が、それぞれの方々にとってはまだ心の準備ができるのではないかというところはあるかと思うんですね。

ですから、そういったようなことも考えた上での対応ということにしなければ運営が極めて困難になってしまいます。かといって、赤字になったものをどこからもってくるかということになりますと、やはり市民の中には国民健康保険だけではない形で生活していらっしゃる方もいらっしゃるので、そこら辺の方たちにもどういうふうに納得していただけるものを資料として提供できるか、そういうことがあると思うんですね。

ですから、1 年飛び越して平成 20 年度には、応能・応益を含めてどれぐらいの金額が必要なのか、そこから考えてみるのも一つのやり方かなと思いますが、恐らくこれまでの流れの中でいくと、少しずつはアップしていくような形にならざるを得ないのではないかなと。その方が、負担ということについては抵抗が少ないのではないのかというのは考えるところですね。

清水会長

わかりました。

金城委員、どうぞ。

金城委員

この 53 万円の限度額ということであれば、どうしてもこうせざるを得ないかなという形の中でほとんど同じ考えであります。

ただ、一つだけ教えていただきたいのですが、前は流したんですが、56 万円にした場合の補助ということに関して言えば、上げたときの 1 回だけしか補助はもらえないという構造なんですか。そうじゃなくて、上げた後もその差額に関してはずっと補助がもらえるのか、そこら辺がいま一つあいまいなところがあったので教えていただければと思います。

事務局

補助金の状況は、他の市町村の平均を上回っていれば、その分が一定の見直しが毎年ありますが係数を掛けた金額が支給されると理解しておりますが、現年度分でなく 2 年後ぐらいにその計算が反映されてくるという状況で、今はまだ何とも言えませんが、継

続けてもらえるものと理解はしております。

金城委員

ということは、最初に上げたところというのは、連続してその補助がもらえるということになるわけですね。

清水会長

そうですね、今の御説明だと。ただ、2年後ぐらいにというお話でした。

逆に、それに関連してちょっと伺いたいのは、どこも全部 56 万円になってしまったときの差額はどうかということですが。

事務局

平均との差がないので……。

清水会長

来ないの？

事務局

はい。

金城委員

ごく単純に考えると、先にやった方が勝ちということになりませんか。

清水会長

でもそれも、前回の事務局の御説明だと、不確かなことだということでしたが。

玉置委員

ただ、限度額を上げると応能割合が 70%を超えるんじゃないですか。

清水会長

そうですね。下げていく考えとは反してしまいますよね。

金城委員

いずれにしても、それだけの補助をもらえるのであれば、上げた分を本人たちに返してもプラスになるはずですね。

清水会長

前回、関野委員から選択肢の一つとして出していただいたことですが。

関野委員、どうぞ。

関野委員

一つ質問があるんですが、資料3の1と資料3の2で、資料3の1は年金収入200万円の場合、資料3の2の場合、年金収入がプラス100万円して300万円の場合と、このところの所得の金額が75万円しか伸びないんですよね。左側の年金収入は、資料3の1から資料3の2は、所得は100万円そのまま乗ってしまっていると。そうすると、65歳未満の方がかえって所得金額が小さく抑えられてしまっているのかなと。ここは、控除か何かの関係なんですか。

もっと別に言うと、資料3の1から資料3の2の真ん中、給与所得200万円から300万円の方は、所得が122万円から192万円まで70万円上がった。それから次の欄は、122万円から192万円に70万円上がった。次のところは、年金収入で変わっているんですけども、200万円から300万円に上がったら所得が100万円上がった。その次にいったときには、年金が200万円から300万円にいったときに75万円のアップでとどまっていると。

これは、65歳未満の人の方が所得金額が小さくなるような感じになっているんですか。こうなってくると、65歳未満と65歳以上の控除額だけ違ってくるのかなと。

事務局

年金収入につきましては、65歳以上の方と65歳未満の方と違う表を使うようになってございます。昨年税制改正が行われまして、よく御存じだと思いますが、今まで65歳以上の方が年金140万円までは無条件でゼロになっていたものが120万円に落としたという状況が起こっています。ただし、一気にそうしてしまうと、より負担が重たくなるので経過という形で処理をしています。原則的に現在の全体の税制としては、65歳以上の方も未満の方も同じ表を使うのですが、65歳以上の方については経過的な措置でもって上乘せをして控除しているという状況になってございます。

したがって、同じ200万円から300万円であっても、年が違っていると、いわゆる控除表が違ってきてしまいますので計算の結果が違ってしまうという状況になっております。その結果でこうなっております。

関野委員

ありがとうございました。

それからあと、清水会長から意見を求められているんだと思いますが、この協議会の中で何をやっているのかなと言うと、国保をいかに健全に運営していくかという話だろ

うと思っているんですね。その辺からすると、やっぱり 1,200 円というのはなかなか厳しい金額、それからそれをターゲットにするのが 2,000 万円という何とも歯がゆい数字。90 何.幾つなんて偽造すればいいんですよ。ただ、それは多分できないんでしょうし、してはいけないただろうと思うんですね。そうすると、やっぱり 2,000 万円の部分をどうするのかといった場合に、この保険制度をちゃんと将来にわたって何とかしていくためには健全にしなければいけないというスタンスで話をするしかないんじゃないかなと。

負担のふえた分だけ安心感がふえるんですよ、それだけふえたから保険が受けられるんですよとはどうしても見てくれない。これはしょうがないんですが、そういうところから見ると、2,000 万円と出てしまったから、いわゆる偽造問題みたいなことは絶対にやってはいけないと思いますので、550 円ぐらいができれば本当はいいんでしょうが、この間、「789 円はどうですか」と聞いたら、「100 円単位」だと言われたので、500 円では至らない、600 円というのが、ある意味では自然な数字として出てくるのかな、こんな感じには思っています。

清水会長

わかりました。

玉置委員の御質問にお答えできますか。

事務局

近隣の状況ということでお答えさせていただきます。

小平市の状況ですが、応能が 73.1%、応益が 26.9%。東久留米市の状況が、応能が 58.2%、応益が 41.8%。東村山市が、応能が 65.2%、応益が 34.8%。離れますが、青梅市の状況といたしましては、応能が 68.2%、応益が 31.8%。そのような状況でございます。

玉置委員

市によって随分差があるということですね。

清水会長

そうですね。小平さんはすごく多いですね。

玉置委員、よろしいですか。

玉置委員

はい、いいです。

清水会長

平野委員、どうぞ。

平野委員

大体皆さんと一緒にです。

据え置きでいけるならそれに越したことはないと思いますが、どうしても 2,000 万円赤になるということで、上げるとすればこの均等割で上げるというのが流れとしては一番妥当だなと思います。

清水会長

本橋委員、いかがですか。

本橋委員

私も皆さんと大体一緒に、現行という声もあるんですが、やはり 18 年度の答申のときも急激なアップということが一つ問題になりましたので、実際にはもう少し上げてもいいような気がするんですが、600 円ぐらいで負担もそんなにふえないという形で、ちょうどこのぐらいで適当じゃないかなと思います。

清水会長

わかりました。

神山会長代行、お願いします。

神山会長代行

玉置委員から、5 か 6 かということになって、マイナスでは出せないんだから一番それに近い数字という線が、いわゆる答申には一番向いているんじゃないかなと思うんですが。

清水会長

600 円アップもよしということですか。

神山会長代行

はい。

清水会長

大体皆さんから伺いますと、やっぱり見直しをして均等割を 2 万 600 円にしたかどうかというのが大半のような感じでしたが、ちょっと伺いたいんですが、2 万 600 円にしますと現行との差額が 2,677 万 9,000 円で、その額を引くと多少残りますが、残った分

はその他の繰入金を減らすというか、減ってあれするんでしょうか、それともオーバーしたままの予算で出すんでしょうか。

事務局

予算は、基本的に歳入、歳出と差っ引きがゼロでつくらないといけないものですから、ふえていても減っていてもいけないわけです。計算上余った数字は、基本的に繰出金の部分をその分割するのか、あるいは金額がそんなに大きくなければ予備費にもって行って、もしものときに備えるかという形になるうかと思えます。

清水会長

それは可能なんですか。

事務局

それはテクニック上の問題というか、むしろここで繰り戻すべきだというお考えであれば、それは長とまた相談しなければなりません。

本橋委員

予備費というのはどのぐらいまで大丈夫なんですか。具体的な金額は出ないんですか。

事務局

今は500万円もっています。特にどこまでもたなければいけないという決まりはないのですが、一般的にはそんなに大きく予備費をもってしまいますと、ほかの経費に充てると言われますから。もともと一般会計から繰り入れをもらっていますから、そんなに大きな予備費はもてないという状況があります。

あとは、繰入金は繰入金のままにしておいて、予備費もそこまでふやすのも何だというのであれば、前回も関野委員からお話が出ていた、ヘルスアップや健康のところにそのお金を振り向けるというのも、協議会の考え方の一つとしてあってもいいのではないかと思います。

清水会長

大方の方々が見直して2万600円にということですが、平野委員と葛木委員は、ニュアンスとして見直しはという御意見でしたが、よろしいですか。

平野委員

はい。

葛木委員

はい。

清水会長

あとは、御意見がなければ採決させていただいて、答申ができれば次回の予定に当てないでいいかなと思いますが。

関野委員

財源は、一応 600 円上げれば 2,600 万円確保できるといったら、56 万円にする保険をかけませんか。

清水会長

保険ですか。

関野委員

はい。というのは、前回私が提案したのは、それは成り立たないかもしれない、架空の話だという話になった。これで確実に 2,600 万円は確保されたと。そうしたら、先取特権じゃないけど 56 万円にして、2 年後お楽しみというのはだめですか。先にやらないともらえないんだというのだったら、先に食べてしまうという点はいかがですか。

清水会長

という御提案ですが。いかがですか。

関野委員

この間、事務局は、「それは確実性がない」と言われたんですが、もう確実があるんだったら 2 階建てで 56 万円をやるというのも、今まで西東京市は損をしていたみたいだから。東久留米市は、よく言ったら財政再建なんでしょ。

事務局

そこまでいいません。

関野委員

西東京市もそこまでいいないんでしょうけど、もらえるものがあるんだったらもらえる準備をしてみたらどうなのと。ただ、それになると 1,000 人ほど出てしまうけど、いかがですかね。

清水会長

いかがでしょうか。上限を 53 万円から 56 万円にアップするということですが。

事務局

前回、確実性の問題と日程的な事情がありますという話をさせていただきました。3月末にならないと基本的に政令が出てこないの、一般的に東久留米市さんは多分専決処分で議会の同意なしに長の決定でやってしまうのだろうと。ただ、今まで西東京市の場合は、保険料ということもございますので、専決処分ではやってこなくて議会の議決を経てやってきたという経過があり、3月末ですと日程の関係で難しいというのが、私の考え方です。

逆に申しますと、その先の話として、19年度は日程的に難しいから20年度に政令が上がったときには20年度に確実に上げるかどうかというのを、この運営協議会の場でやっていいのかわからないのですが。

関野委員

私の雰囲気だとすると、前の話では、いろいろと議会で論議している間に厚生労働省から法令とか施行令が決まるという話になるんだったら、解除条件みたいな感じでつけていく手も一つあるのかなと思ったものだから。

今事務局が言われたように、いろいろな意味で日程的に不確かだということでしたら、議案の中にそういうものを入れるのは不適切だと思いますので、これは引き下げます。

清水会長

とりあえずは、均等割を2万600円とするということによろしいですか。御賛成の方は挙手を願いたいと思います。

〔賛成者挙手〕

清水会長

それでは、多数の御賛同を得ましたので、均等割を2万600円として答申させていただきます。

前回の会議のときに、とりあえずは答申分の素案もつくっておいてくださいと事務局をお願いしておきました。皆さんから出た付帯事項といいますか、御意見を幾つか載せていただくようにもしておりますので、素案を配っていただいてもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

清水会長

それでは配ってください。

〔事務局から文案配付〕

事務局

耳で聞いていただくということもありますので、読み上げましょうか。

清水会長

そうですね。お読みください。

事務局

文案を読み上げさせていただきます。

諮問第 1 号に対する答申書

平成 18 年 8 月 23 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

国民健康保険料（医療給付費分）の見直しについて

答申事項

1 保険料率など

基礎賦課額の被保険者均等割

20,000 円を 20,600 円へ引き上げる

2 答申の理由

西東京市国民健康保険は、平成 18 年度において保険料率及び賦課限度額の改定をおこないましたが、加入者の医療費に対する給付は年々増加し、事業運営上厳しい財政状況となっています。

一方、経営の適正化として平成 18 年度には新たに収納推進員の増員による徴収体制の強化、画像レセプト情報管理システムの導入などの事務の効率化、保健事業としては国庫補助金を活用した国保ヘルスアップ事業に取り組み、健康寿命の延伸や医療費の削減に向け総合的に取り組んで参りました。

平成 20 年 4 月には、医療制度改革に伴い、75 歳以上の後期高齢者医療について独立した医療制度が創設され、財政運営は都道府県を単位とした全市町村が加入

する広域連合がおこなうこととされており、医療保険者が負担する後期高齢者支援金分に係る賦課の方式が変更になるなど、国民健康保険においても大幅な見直しをおこなう必要があると認識しています。

さらに、医療保険者による健診・保健指導の義務化により、平成 19 年度中に特定健診等実施計画を定め、財源についても十分検討する必要があります。

当協議会では、こうした平成 20 年 4 月に施行される制度上の大幅な改正に伴い、平成 20 年度分保険料率等の見直しが必要である状況を踏まえた上で、平成 19 年度における保険料の見直しについて、事務局から提示された国民健康保険特別会計収支見直しを検討しました。

その結果、一般会計から平成 18 年度と同額の支援を受けたとしても、なお歳入不足があり、この不足分については保険料で賄われるべきものとして意見が一致し、前記のように国民健康保険料（医療給付費分）の保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました。

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在 4 方式を採用しているが、医療制度改革の動向を踏まえ、2 方式へ向けて引き続き見直しを図る必要がある。
- 2 平成 20 年 4 月からの医療保険者による特定健診等義務化に伴い、特定健診等実施計画策定にあたり、関係団体等との連携を密にし、被保険者の健康保持増進について十分に配慮すること。
- 3 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 4 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額を要望すべきである。

以上でございます。

清水会長

という文案をつくっていただきました。

御指摘の箇所あるいは加えたい文言がありましたら。

どうぞ、平野委員。

平野委員

答申の理由を読んでいきますと、引き上げが必要だとの結論に達したことの説明はあるんですが、なぜ均等割を600円上げることにしたのかということの理由が書かれていないように思われるんですが、いかがでしょうか。

清水会長

協議会では、ここに書いてあるようなことはしておりませんしね。

平野委員

議論はされたと思うんですが、答申の一番のポイントの理由をきちっと説明するなら、2方式とか応能負担率とかその辺まで書き込むかということですが、どうなのでしょう。やや専門的な話になってしまうかと思うんですが。

清水会長

今平野委員から御意見が出ましたが、この答申の理由には皆さんからたびたび出している御意見がちょっと見えないのかなと。

玉置委員

さっき質問したことはそれと同じことですが、なぜ均等割を上げたかという部分について2方式の問題とも関係するんですが、要するに、健全な国保運営であるために応益と応能割の比率に、ある理想的な原則があるのかどうか、それに近づけた方がいいというものがあるのかどうか、その辺を盛り込むしかないんじゃないかと。要するに、応能割と応益割のバランスを前はそういうのを考えて、多分均等割が2,000円上がったんだと思うんですが、その辺の議論が出ないと、2方式だけでそれを言っているのかどうかよくわからないんですが。

清水会長

きっと議会の人たちはわからないでしょうね。

玉置委員

それともう一つ、答申の理由で気になるのが、7行目の、「健康寿命の延伸」というのはいいんですが、「医療費の削減に向けて」という文言が、国保の運営協議会として本当に正しいのかどうかですね。要するに、今医師会で非常に問題になっているんですが、これから高齢化を迎えて医療費は自然増が当然なんです、医療費の削減という問題で、「適正化」とかそういった文言じゃないと、ただ現状の医療費を減らせばいいんだとい

うことでは、医師会からすると非常に問題のある文言になるかなと思うんですが。

清水会長

そうですね。

そうすると、1点目の応能・応益割の割合は5対5に近づけるようにということは毎回指導されているんですよね。

事務局

はい。

清水会長

そこへ向けて努力しているというのをどこかに入れてほしいと。

玉置委員

はい。

清水会長

付帯意見では力がないかなと思うんで、本文にうまく練り込めないかしら。

玉置委員

付帯意見じゃなくて、答申の理由に入れてもらって、なおかつ前にあったと思うんですが、答申を引っくり返すという問題は、そこら辺をきちんと踏まえてしたのかという問題を付帯意見に一言入れてほしかったんですが。

清水会長

「行財政改革を見据えて検討した」というのをに入れてほしいというのが前回出ていましたよね。

玉置委員

はい。

清水会長

そうすると、どの辺に入れればいいんでしょうか。

吉岡（重）委員

答申の理由の下から3行目あたりに、「この不足分については」とございますね。

清水会長

はい。

吉岡（重）委員

「不足分については保険料で賄われる」云々とありますが、「不足分については」の後に、例えば「西東京市国保の安定運営の観点からも応能・応益割合から保険料で賄われるべきとの意見で一致した」という形でいかがでしょうか。

清水会長

そうですね。下から 3 行目の、「なお歳入不足があり、この不足分については」の後に文言を何か考えていただくということで。

玉置委員

その後の理由で、「応能・応益の割合を勘案し」とか。

清水会長

そうですね。

事務局

文章が長くなってしまいますので、「結論に達しました」というところでもう一回段落をつけて、「なお、改定に当たっては、応能・応益」云々のところで、均等割の改定を行うべきだというやり方もあると思いますが。

あともう一点、ここに書いてありますが、「意見が一致した」という表現がいいのかどうかですね。

清水会長

そうですね。

事務局

基本的には、今は多数になっていますので。一致を見ていませんので。

清水会長

そうですね。「多数」にさせていただきます。

玉置委員

不足分について、保険料で賄われるべきものとしての意見でしょ。これは、保険料以外で賄われるという意見はあったんですか。

事務局

ないです。

玉置委員

だったら、この文言だけは別に構わないんじゃないですか。保険料以外で賄うという

ことは考えられるの？

吉岡（重）委員

一般財源の繰り入れで。

玉置委員

繰り入れで賄えという意見なんですか。

清水会長

本当は、繰り入れを考えないで保険料で賄うのがもとなんでしょ。

事務局

そうです。

清水会長

そういう意味では一致しているんですよ。

玉置委員

これは、余り必要のない文言になっているんですね。

事務局

そうですね。

玉置委員

予算を出す場合は当たり前のことであって、意見が一致する、しない関係なしに、当然なことなんですよ。

事務局

そうですね。

玉置委員

「保険料で賄われるべきものとして」が要らないんじゃないですか、当然のことなんだから。

清水会長

そうですね。

玉置委員

そこについては、「応能・応益のバランスを考えて」とかそういうような文言に。むしろそこでいってしまった方がはっきりしているんじゃないですか。

清水会長

関野委員、何かありますか。

関野委員

多分皆さん日ごろの言い方があるから、まとめるのは大変だなと思っているだけです。

気になっているのは、この論調が、いろいろと難しい状況の中で改定しましたともっ
ていっているけど、言われたように、単純に19年はこうです、それでこういうふう
に決めましたと。20年には厳しい状況があるけれども、そういうのを斟酌していますとい
うような書き方の方が皆さんの御意見が通るみたいだなと。20年のをずっともってきて
やっているから。

第1段落では、18年は厳しい状態だったというような話にする。第2段落は、この状
況は変わらず、平成19年を見るとこういう状況だと。したがって、歳入不足だと。保
険料改定で対応すべきだと意見は一致しましたと。保険料についてはどうするかといっ
たら、これまでの賦課方式の検討を参酌しながら我々としては2万円から2万600円に
改定したんですと。この改定に当たっては、引き続き20年の大幅改定があるんだけれ
ども、今期対応しなければいけないので苦渋の決断をしましたというような言い方をし
ておけばいいのかな、そんな感じで、20年問題を後ろにもっていった方がいいのかなと。

皆さん、そうですね。20年に変えなければいけないんだけど、19年で変えるのと
いったら、19年度も始末しなければいけないんだからということで、前後を逆にして書
いた方がいいんじゃないですか。

1つは、18年度やってきましたよ、厳しかったですよと。こういう状況は平成19年
も引き続いて歳入不足が考えられます。したがって、これについては保険料を改定で対
応すべきだとしました。どういうふうに保険料を改定するのかといったら、これまでの
運協の中での保険料賦課方式の検討を見据えながら、玉置委員がおっしゃったような、
今回バランスを配慮しながらみたいな形で、均等割を上げるべきだ、前回の借金を戻す
べきだと括弧で書いて、2万600円に改定すべきだというのが、バランス上非常にいい
ように判断しましたと。この判断に当たっては、平成20年度以降大幅な改定があるこ
とはわかっているんだけど、当年度の財政健全化ということから改定が必須だと判
断いたしましたというような雰囲気はいかがでしょうかと。

清水会長

そうですね。

吉岡（重）委員

今の文だと毎年使えますね。

関野委員

それが一番いいですよ。年度だけ変えればいいんですから。

吉岡（重）委員が今おっしゃったように、大体議員さんのところではそういうパターンが入っているんですよね。

吉岡（重）委員

そうですね。

関野委員

だから、向こうの言語で語ってあげないとわかってもらえないんだよね。

吉岡（重）委員

そうですね。

玉置委員

葛木委員の「改定なしでも」という御意見は、総論的には、ある意味では当たっているわけなので、それを含めて一致したという形にもっていった方がいいと思います。

ここは、あくまでも 20 年度を見据えて大きくは変えないんだという意見で全部一致を見た。我々も結局 600 円アップなんだけど、基本的にはマイナーチェンジで、本来の大きな改定は 20 年度ですよということで一致しているわけですから、これでいいんじゃないですかね。

清水会長

事務局、直りましたか。

事務局

前回の答申では、答申の理由は書いていないのです。何々を何々へとしか書いていないやり方で答申していた経緯が一つあります。

今回は、審議の経過をどこかに表現するという御意見もあったのでこういう文案をお作りしていますが、そのようなものだったらすぐできます。また、その理由文を後日別紙で加えることも一つ考えられる気がいたしますので、後日どういうタイミングで加えるかというのはありますが、大きく段落を組みかえることになると、作業的なお時間をいただかないと本日中には……。

清水会長

18年度の結果こうなって、19年度はこういうふうにしたと。19年度を考えるに当たっては20年度のことを考えてこうしたというようなことでやっていかないとね。もらった方もわからないかもしれないし。

関野委員

今おっしゃったように、今日やったら12時までかかりますよ。そんな意味で、通常版みたいなのにしておいていただいて、付帯意見のところについては、この間いろいろな方に回して、皆さんには多分いろいろな御意見があるんでしょうが、8割の満足度で皆さんに納得していただくようなことにはいかがなんでしょうかね。

ただ、玉置委員がおっしゃったように、「削減」とか使ってはいけない言葉だけは決めておいていただいて、後ほど持ち回りで決めていただくような形にしないと、この場でやると、10回ぐらい校正しても多分直らないんじゃないですかね。

清水会長

どうでしょうか。

事務局

今お話もありましたように、昨年度答申をしたときの書式につきましては、答申事項を述べて2万600円に引き上げるということと、あとは施行期日を19年4月1日と入れさせていただいて、昨年はそこに付帯意見が入っておりますので、本日付帯意見までは御検討していただいて、作業させていただくというのはいかがでしょうか。付帯意見も含めて後日という方法もあります。

清水会長

18年1月31日に出した医療給付分のときは、諮問事項については、国民健康保険の財政状況、医療制度改革、市の財政状況等の面から総合的に検討し、慎重に審議を重ねた結果、以下のとおり答申すると。確かに、全部入っているんですね。

あと、答申事項で、保険料率などの中で均等割を2万600円にすることと、今事務局が言われたように、平成19年4月1日からという期日を入れて、あとは付帯意見でいいですか。付帯意見については一応四つ出していただきましたが、このほかに「応能割・応益割のバランスを考慮して」とかというのは、付帯意見ではちょっとね。本文ですよ。

玉置委員

そうですね。

神山会長代行

4方式を2方式でいいんじゃないですか。応能・応益は入れないで。入れてしまうと、
だんだん……。

玉置委員

入れるんだったら、さっきの、「保険料で賄われるべきもの」という文面のところにそ
っくり入れてしまう。「応能・応益のバランスを考慮して」とか。

清水会長

この不足分については、保険料の応能・応益割のバランスを考慮しながら、均等割を
上げるのが……。

玉置委員

適切であると判断したということ、付帯意見じゃなくて理由で述べないとだめです
よね。

清水会長

付帯意見じゃだめですよ。

玉置委員

はい。

清水会長

それを文で組みかえらなったら、さっきの、「健康寿命」云々の次の行にもっていか
ないといけないんじゃないですか。「平成20年4月には」云々という説明を先にしない
とだめなのかな。

玉置委員

20年度の問題を先にもってきたのは、大筋としては変えたくないという部分をもっ
てきたいんでしょ、そういうふうに読んだんですが。

事務局

変えたくないということではないのですが。

玉置委員

20年度には大幅な改革が必要だという意味を言って……。

事務局

そういうことです。それはいっておかないといけないだろうと思います。

清水会長

そうしたら、「削減」というところは「適正化」ですよね。「適正化」に直していただいて、最後の「歳入不足があり、この不足分については保険料で賄われるべきもの」と、ここを変えていただいて、保険料の応能・応益割のバランスを考慮しながら均等割の…
…。

玉置委員

均等割のほんの少しのアップと。

「ささいな」といってしまったら怒られてしまうかもしれないし。何という表現がいいのかな。

吉岡（重）委員

「段階的見直し」とかね。20年に一応目標があるわけだから、一遍にやるといろいろ齟齬も来すだろうから……。

玉置委員

僕はそういう文面だと見たんですが、20年にちゃんとした改正をやるんだよと。だけど、実際にやってみたら赤が出てしまったので、やむを得ず段階的な均等割の引き上げをせざるを得ないという文面になるのかなと。

清水会長

ここだけちょっと直してもらえれば。すばすばと箇条書きの答申よりいいですよ。

事務局

変わった分だけ整理して、読み上げさせます。

事務局

関野委員からありました、順序を入れかえるのは非常に難しい作業でございますので御容赦いただきまして、まず1点、最初の方の、「削減」という言葉を「適正化」と改めさせていただきます。答申の理由の下から3行目、「この不足分については保険料で」云々とありますが、「保険料で賄われるべきものとして意見が一致し」というのはすべて削除いたします。「前記のように」のかわりに、「この不足分から」お読みいたしますが、「この不足分については応能・応益の配分を考慮し、均等割による国民健康保険料医療

給付分の保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました」という文章にすれば筋が入るのですが、整理させていただきたいのは、今回上げたのが 1,000 円や 2,000 円ではなくて、予算上やむを得ない部分ですよという言葉で……。

玉置委員

さっき吉岡（重）委員が言われたように、「段階的な」という言葉でいいんじゃないですか。「20 年度に至るまでの段階的な」と。20 年には、2,000 円とか 3,000 円を上げざるを得なくなる事態が予想されるというのを暗に含んでおいてね。

事務局

今 20 年度のお話が出ているところですが、後期高齢者の支援分についてこれから出てきますので、後期高齢者の方が抜ける状況にもなりますので、そこで再度、歳入、歳出を計算してみないとどの程度の幅が出るのかなというのが見込めない状況ですので、そこで、「段階的に引き上げを行う」という文言には踏み込めないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

玉置委員

引き上げる必要はないという見通しも出るということですね。

清水会長

がらっと組み立てが変わる可能性があるよ。

事務局

はい。

清水会長

今読み上げていただいたような感じでいいですか。

事務局

もう一回、読み上げてみて。

事務局

「この不足分につき、必要最小限の額を応能・応益の割合を考慮し、均等割による国民健康保険料（医療給付費分）の保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました」といかがでしょうか。

吉岡（重）委員

「考慮」でなくて「勘案」で。

関野委員

変えましたの後に、「国民健康保険の」とつけているでしょ。もしいうんだったら、決り文句なんだから、「改定すべきと判断しました」で切ってしまった方が。国民健康保険料の何とかというところは削除しても。ばさっと手短に。保険料を2万幾らかにしましたとした方がいいかなと。

事務局

「この不足分につき、応能・応益の割合を勘案し、均等割による料率を改定すべきである」となるのでしょうか。

関野委員

修正分をフルで読んでもらえますか。

事務局

「この不足分につき、必要最小限の額を応能・応益割合を勘案し、均等割による国民健康保険料(医療給付費分)の保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました」と。

関野委員

括弧何とかというのを全部外してもいいんじゃないのかと。

事務局

「国民健康保険料(医療給付費分)」を削除ということですか。

関野委員

そのところを。

事務局

「この不足分につき、必要最小限の額を応能・応益の割合を勘案し、均等割による保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました」と。

平野委員

「必要最小限の額」という言葉は要らないんじゃないですか。当然ですよ、必要以上に改定することはあり得ないんですから。

事務局

「この不足分につき、応能・応益の割合を勘案し、均等割による保険料率を改定すべきであるとの結論に達しました」と。

清水会長

すっきりしました。

事務局

もし、「必要最小限」を取ってしまうのであれば、ごろからいいまして、「この不足分については応能・応益」とつなげた方がよろしいような気がいたします。

清水会長

そうですね。

事務局

もう一度読ませていただきます。

なお、歳入不足があり、この不足分については……。

関野委員

大変申しわけないんだけど、前後との関係があるから打ってしまった方が早いんじゃないかな。

事務局

もう一度文案という形で。

関野委員

お手数をかけてしまうけど、その方がわかりやすいんじゃないかな。みんながとっているメモの書き方と違ってしまうかもしれないから。

午後 8 時 29 分 休憩

午後 8 時 34 分 再開

〔事務局から修正文案配付〕

清水会長

今配っていただきました。

御指摘のところは直っていると思います。付帯意見はこの四つでいいですか。

これを市長に答申を渡すという作業があるんですが、市長はいらっしゃるの？

事務局

待っていただいています。

「9 時までには終わりますから 9 時までには待ってください」と言っております。さっき席を外させていただいたのは、そういうことです。

清水会長

皆さんのいるところでお渡しできれば。会長と会長代行が持って行くよりはいいと思います。

神山会長代行

9時まで待ってもらえるというのなら、来ていただいて、みんなでやった方がいいですよ。

清水会長

そうですね。

いかがでしょうか。

玉置委員

答申を簡単に変えてしまうということに対して一言言いたいということがあったので、入れてはダメですかね。

清水会長

ここに？

玉置委員

5番目として。

事務局

文書化しないで、お渡しするときに口頭で申し上げた方がよろしいのかなという気がいたします。

清水会長

私が皆さんに向けますから。

吉岡（重）委員

結局、答申案がすべて決定じゃないという前提がありますから、そこまで入ってしまうと動きにくくなってしまふのかなとは思いますが。

清水会長

ただ、希望として申し上げる分にはね。この運営協議会は一生懸命やっているということだけは御理解していただかないと。

これでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

事務局

来ていただいて、でき上がるまで市長にその辺の話をさせていただければと思いますが、
お待ちになっておられますので。

清水会長

そうですね。

午後 8 時 36 分 休憩

午後 8 時 42 分 再開

〔事務局から答申案配付〕

清水会長

それでは、今市長さんにお渡しする答申の本文をコピーさせていただきました。

お目通しいただいたのと間違いのないと思いますので、お渡しさせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

清水会長

それでは市長さん、お願いいたします。

18 西審国第 14 号

平成 19 年 1 月 31 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水 文子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 18 年 8 月 23 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

国民健康保険料（医療給付費分）の見直しについて

答申事項

1 保険料率など

基礎賦課額の被保険者均等割

20,000 円を 20,600 円へ引き上げる

2 答申の理由

西東京市国民健康保険は、平成 18 年度において保険料率及び賦課限度額の改定をおこないましたが、加入者の医療費に対する給付は年々増加し、事業運営上厳しい財政状況となっています。

一方、経営の適正化として平成 18 年度には新たに収納推進員の増員による徴収体制の強化、画像レセプト情報管理システムの導入などの事務の効率化、保健事業としては国庫補助金を活用した国保ヘルスアップ事業に取り組み、健康寿命の延伸や医療費の適正化に向け総合的に取り組んで参りました。

平成 20 年 4 月には、医療制度改革に伴い、75 歳以上の後期高齢者医療について独立した医療制度が創設され、財政運営は都道府県を単位とした全市町村が加入する広域連合がおこなうこととされており、医療保険者が負担する後期高齢者支援金分に係る賦課の方式が変更になるなど、国民健康保険においても大幅な見直しをおこなう必要があると認識しています。

さらに、医療保険者による健診・保健指導の義務化により、平成 19 年度中に特定健診等実施計画を定め、財源についても十分検討する必要があります。

当協議会では、こうした平成 20 年 4 月に施行される制度上の大幅な改正に伴い、平成 20 年度分保険料率等の見直しが必要である状況を踏まえた上で、平成 19 年度における保険料の見直しについて、事務局から提示された国民健康保険特別会計収支見直しを検討しました。

その結果、一般会計から平成 18 年度と同額の支援を受けたとしても、なお歳入不足があり、この不足分については、応能・応益割合を勘案し、均等割額の改定をすべ

きであるとの結論に達しました。

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在4方式を採用しているが、医療制度改革の動向を踏まえ、2方式へ向けて引き続き見直しを図る必要がある。
- 2 平成20年4月からの医療保険者による特定健診等義務化に伴い、特定健診等実施計画策定にあたり、関係団体等との連携を密にし、被保険者の健康保持増進について十分に配慮すること。
- 3 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 4 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額を要望すべきである。

以上、答申させていただきますので、お願いいたします。

〔清水会長 答申文を坂口市長に手交〕

坂口市長

ありがとうございました。

事務局

市長から一言お願いいたします。

坂口市長

夜遅くまで長時間にわたりまして、また熱心な御討議をいただきまして、本当にありがとうございました。

ただいま清水会長から確かに答申を受け取らせていただきました。皆さんに慎重に御討議をいただき出していただいた結論でございますので、これを尊重してこれからの料率改定等に生かしていきたいと考えております。

大変長時間にわたりまして熱心に御議論いただきましたことに心から感謝を申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

清水会長

今、答申を差し上げました。

(2) その他

清水会長

つけ加えることがありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

玉置委員

前回の答申が議会で通らなくて、たしか均等割が2万2,000円だったのが2万円に戻されたということがありましたが、今回全く同じく均等割が600円上がっていますが、この答申を議会に持っていった場合に、きちっと尊重してもらえるように市長としては考えはございますか。

坂口市長

これから議会に出すための準備をして、十分説明いたしまして御理解を仰いでいくということになります。最大限努力をするということしか今は申し上げられません。

玉置委員

前回の理由は、均等割を上げると低所得者層に対して非常に厳しくなるというのが唯一だと思います。今回も同じく均等割を上げていますが、その辺の自信というか。

坂口市長

それが主たる理由であったかと思いますが、御承知のとおり議会の構成、昨年12月に改選されましたが、それでも支持会派と非支持会派が拮抗した状態でございますので、誠意をもって協議会で御議論いただいた内容、答申の理由等を含めてお話をしていく中で、できるだけ答申に沿うような結論を出してもらうための最大限の努力をしていきたいと考えております。

社会的な格差が大変大きくなってきているというようなこともありまして、所得の低い方または年金生活をしておられる方等々いろいろな問題がありますので、それらもきちんと御議論をいただいた上で一定の結論を出していただくということになるかと思っております。

玉置委員

お願いします。

清水会長

とにかく皆さん、真剣に取り組みました。市の行財政改革を理解して、本当にめげず

に前向きに審査いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

坂口市長

ありがとうございました。

清水会長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

4 閉会

清水会長

本当に長時間、ありがとうございました。

きっと、今度は 20 年の大きな問題についてやるんだろうと思いますが、任期が切れるみたいなのでお目にかかれなないかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

午後 8 時 56 分 閉会